

第2次酒田市男女共同参画推進計画（ウィズプラン）後期計画【案】

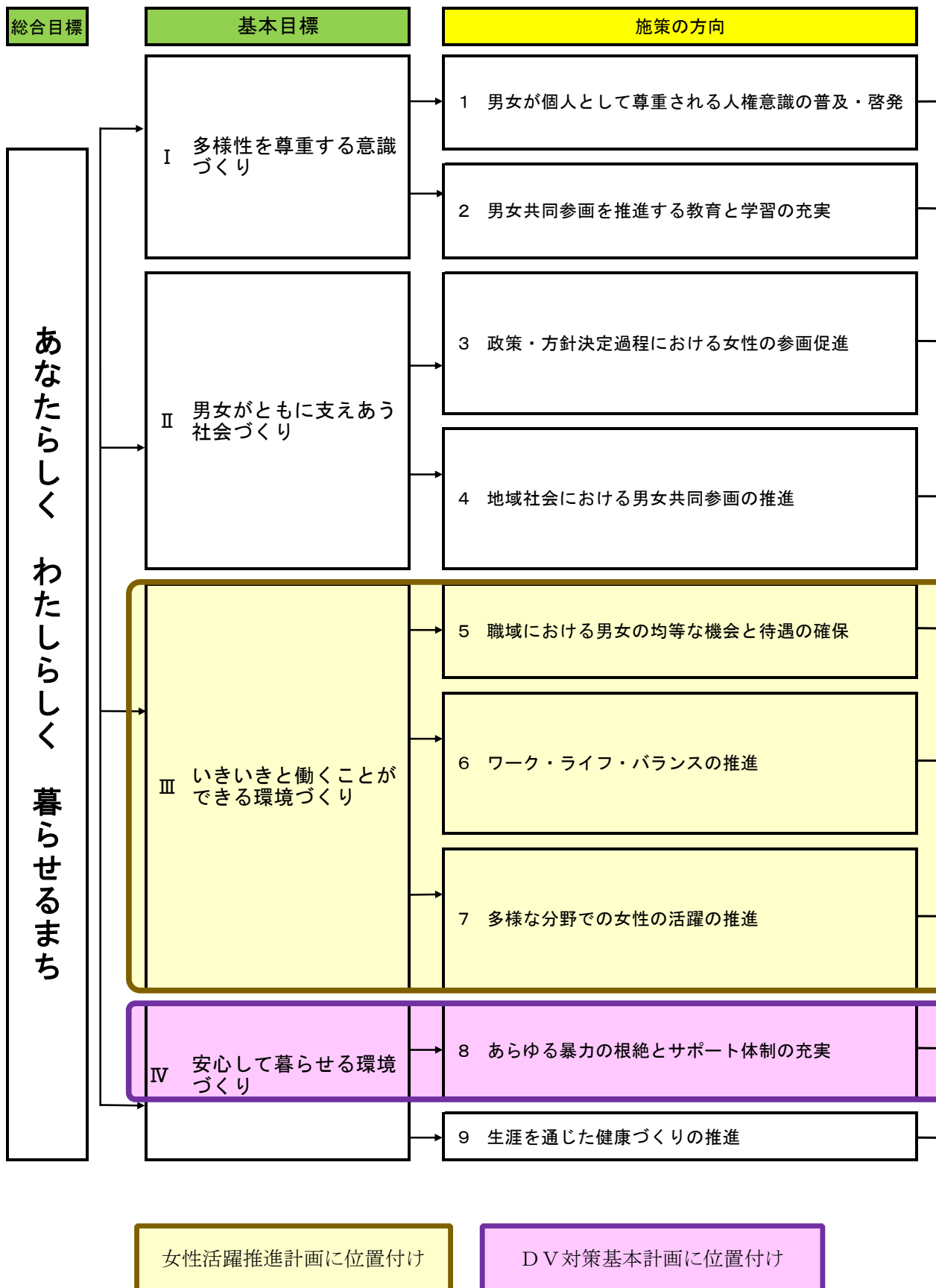
目 次

計画の内容

1	計画の体系図	1
2	施策の推進方策	3
	基本目標Ⅰ 多様性を尊重する意識づくり	3
	施策の方向1 男女が個人として尊重される人権意識の普及・啓発	4
	施策の方向2 男女共同参画を推進する教育と学習の充実	7
	基本目標Ⅱ 男女がともに支えあう社会づくり	10
	施策の方向3 政策・方針決定過程における女性の参画促進	11
	施策の方向4 地域社会における男女共同参画の推進	15
	基本目標Ⅲ いきいきと働くことができる環境づくり	19
	施策の方向5 職域における男女の均等な機会と待遇の確保	20
	施策の方向6 ワーク・ライフ・バランスの推進	23
	施策の方向7 多様な分野での女性の活躍の推進	27
	基本目標Ⅳ 安心して暮らせる環境づくり	31
	施策の方向8 あらゆる暴力の根絶とサポート体制の充実	32
	施策の方向9 生涯を通じた健康づくりの推進	35

第2章 計画の内容

1 計画の体系図



基本施策

(1) 男女共同参画意識を高めるための広報・啓発を行います

(2) 性別による固定的役割分担意識の見直しを進めます

(1) あらゆる世代が男女共同参画を学べる機会を充実します

(2) 男女共同参画に関する情報を収集・調査し発信します

(1) 政治・行政の政策・方針決定過程への女性の参画を促進します

(2) 企業や団体等の方針決定の場における男女共同参画を促進します

(3) 人材の育成とネットワークづくりを進めます

(1) 地域活動等における身近な男女共同参画を促進します

(2) 防災分野における男女共同参画を促進します

(3) 多様な人材の社会活動への参画を促進します

(1) 雇用等における男女の均等な機会と待遇を確保します

(2) 自営業等における男女共同参画を促進します

(1) ワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境づくりを推進します

(2) 家庭生活における男女共同参画を促進します

(3) 子育て、介護のための社会的支援を充実します

(1) 女性のスキルアップ機会を充実します

(2) 女性のチャレンジを支援します

(3) 性別により職域を限定しない働き方を支援します

(1) 女性に対する暴力を防ぐ環境を整えます

(2) 相談体制、サポート体制を充実します

(1) 性差に対する理解と生涯を通じた健康づくりを促進します

第2次酒田市男女共同参画推進計画（ウィズプラン）後期計画 【案】

2 施策の推進方策

基本目標Ⅰ 多様性を尊重する意識づくり

施策の方向1 男女が個人として尊重される人権意識の普及・啓発

基本施策(1) 男女共同参画意識を高めるための広報・啓発を行います

基本施策(2) 性別による固定的役割分担意識の見直しを進めます

施策の方向2 男女共同参画を推進する教育と学習の充実

基本施策(1) あらゆる世代が男女共同参画を学べる機会を充実します

基本施策(2) 男女共同参画に関する情報を収集・調査し発信します

成果指標

■ ジェンダー^{※1}による不平等を感じる割合（市民アンケート調査による）

R4（2022年）：52.8% ⇒ R9（2027年）：40.0%

基本目標Ⅰ 多様性を尊重する意識づくり

施策の方向1 男女が個人として尊重される人権意識の普及・啓発

【現状・課題】

本市では、平成31年3月に第2次男女共同参画推進計画「ウィズプラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取組みを行ってきました。

しかし、令和4年（2022年）5月に実施した「男女が共に暮らしやすいまちづくりを進めるための市民アンケート調査」（以下「市民アンケート」という。）の結果では、「学校教育の場」を除く様々な分野で男性の方が優遇されていると意識されており、特に「政治の場」や「社会通念、慣習、しきたりなど」においては、男性の方が優遇されていると意識される割合が依然として高くなっています。この結果は、5年前に実施した市民アンケートの結果と同じ傾向であり、男女の不平等感の解消には至っていない状況です。

また、性別による固定的役割分担意識に関する調査では、約6割の方が「夫は仕事、妻は家庭」といった性別で役割を決めるような考え方を否定的に捉えており、個人の資質に合わせた柔軟な考え方が広がってきていることがうかがえます。一方で、この固定的な考え方を肯定される方は約2割まで減少していますが、年代が高い層では、性別を問わず、性別による固定的役割分担意識が根強く残っている傾向にあります。

「男だから、女だから」という理由で行動や役割を制限されることなく、すべての人が能力を発揮し、自らの意思で生き方を選択できるよう、個性や多様性を認め合い、尊重しあう意識を、さらに醸成していく必要があります。

基本施策(1) 男女共同参画意識を高めるための広報・啓発を行います

男女共同参画社会の実現のためには、市民一人ひとりが互いの人権を尊重し、多様性を認め合いながら暮らしていくことが大切です。

関係団体と連携して人権意識の啓発活動に取り組むとともに、様々な媒体を通じて男女共同参画社会の意義と必要性をわかりやすく広報し、人権意識、男女共同参画意識の高揚を図っていきます。

主要施策	施策の内容	主な担当課
①総合的な人権啓発活動の推進	<p>◆酒田人権啓発活動地域ネットワーク協議会^{※1}と連携した活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係団体間で情報交換等を行い、連携して人権啓発活動に取り組みます <p>◆福祉・国際・文化芸術政策等と連携した啓発活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2020 オリパラホストタウン^{※2}となったニュージーランドや海外の姉妹友好都市などとの交流、在住外国人等との交流を通じて多様性に関する意識の普及啓発を行います ・酒田市文化芸術推進計画に基づく各種施策と連携し、社会包摂^{※3}の考え方について普及啓発を行います 	地域共生課 まちづくり推進課 交流観光課 学校教育課 文化政策課
②多様な媒体による広報・啓発活動の推進	<p>◆市広報や市ホームページ、情報誌等各種媒体を通じた広報活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画社会基本法等の関係法令の内容をわかりやすく周知します ・情報誌やパネル展示等を通じて意識啓発に努めます 	地域共生課
③男女共同参画拠点施設の運営	<p>◆男女共同参画推進センター「ウィズ」の周知と機能強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画に関する市内の関連施設や団体との連携を強化しながら「ウィズ」の周知と機能強化を図ります 	地域共生課

※1 酒田人権啓発活動地域ネットワーク協議会・・・酒田人権擁護委員協議会、山形地方方法務局酒田支局、遊佐町、庄内町、酒田市を構成員とする協議会。人権フォーラムの開催など、人権に関する啓発活動に協働して取り組んでいる。

※2 2020 オリパラホストタウン・・・酒田市は、2020年東京オリンピック・パラリンピックにおいてニュージーランドのホストタウンとして登録された。ニュージーランド・トライアスロンチームのサポートを行っただけでなく、2020年以降も様々な交流を通じて、スポーツ振興、教育文化の向上、共生社会の実現を図ることを目的としている。(ニュージーランドは、1893年に世界で初めて女性が参政権を獲得した国であり、男女共同参画の分野で世界を牽引してきた国でもある。)

※3 社会包摂・・・社会的包摂ともいう。社会的排除の反対の概念。社会的に孤立や困難を抱えている人々に対して社会参加の機会を開き、社会的課題の緩和や解決に取り組む継続的な活動のこと。

基本施策(2) 性別による固定的役割分担意識の見直しを進めます

男女共同参画社会の進展を阻害する一つの大きな要因として、人権や個性より、慣習やしきたりなどにとらわれた「性別による固定的役割分担意識」があります。

このような考え方を改め、各々が家庭、職場、地域、学校などあらゆる領域において改善的な行動をとるためのきっかけづくりとして、内在するアンコンシャス・バイアス※¹への気付きを促進するとともに、市広報や各種刊行物等において、男女共同参画の視点に配慮した表現を行います。

また、性別にかかわらず人権を尊重する観点に立ち、性的マイノリティ（性的少数者）の方々が生きづらいと感じる環境を改善していくための取組みも進めていきます。

主要施策	◆施策の内容	主な担当課
①アンコンシャス・バイアスの解消	<p>◆アンコンシャス・バイアスへの気付きの促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出前講座等により、潜在する偏見意識への市民の気付きを促します ・市職員への研修やチェックリストの作成等により、市の施策において固定的役割分担意識が働いていないか確認します <p>◆性別にとらわれない表現の普及と生活環境の整備促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市広報や各種刊行物において固定的役割分担意識を助長することのない表現を行います ・男子トイレへのベビーチェアの設置等、性別にとらわれることのない生活環境の整備を促進します 	地域共生課 市長公室 人事課 各課
②性的マイノリティ※ ² 等への配慮	<p>◆性的マイノリティの方々が暮らしにくい環境の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パートナーシップ宣誓制度の周知及び理解促進を図ります ・性の多様性（LGBTQ+、SOGIE）に関する理解促進講座を開催します ・多機能トイレの設置等、生活環境に配慮します ・学校教育において、性の多様性等により困難を抱える児童生徒に配慮した対応を行います ・申請書等の各種様式における性別記載欄等への配慮を行います 	地域共生課 学校教育課 各課

※¹ アンコンシャス・バイアス・・・無意識の偏見や思い込み。人が経験則によって気付かないうちに持つようになった偏った考え方。例えば「子育て中の女性は仕事の負担を軽くしてあげた方がいい」という考えは、思いやりや配慮ともいえるが、受け手側にとっては「助かる」と感じる人もいれば「今までどおり働きたい」と考える人もいる。個人や組織などに潜在する意識として、顕著化しにくい課題といわれる。

※² 性的マイノリティ・・・性的少数者を総称することば。セクシュアル・マイノリティともいう。性的指向が異性愛でない人々や性自認が誕生時に付与された性別と異なる人々（LGBT：レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー）、性同一性障害の人などが含まれる。

施策の方向2 男女共同参画を推進する教育と学習の充実

【現状・課題】

男女共同参画意識の浸透のためには、学校、家庭、地域など、様々な場面における教育や学習が重要な役割を担っており、相互の連携を図りながら積極的に行われる必要があります。

市民アンケートにおいて、「学校教育の場」はほぼ男女の地位が平等と意識されていますが、それ以外の「家庭」や「社会」などの場では、男性が優遇されていると感じている割合が高くなっています。

社会の動向に順応できる学校教育環境を保っていくとともに、男女共同参画推進センター「ウィズ」や生涯学習施設などを拠点として、家庭、職場、地域など様々な生活の場面において、男女共同参画に関する意識づくりが促進されるよう、学習機会の充実を図っていくことが重要です。

また、世界経済フォーラム^{※1}による男女格差を表すジェンダーギャップ指数^{※2}で、日本は146か国中125位（2023年）となっており、特に政治と経済の分野において男女格差が大きい国とされています。

世界の国々との比較や、各国の先進的な取組み、その取組みを行うに至るまでの経緯などを知ることも、男女共同参画を推進していく上では非常に有意義なことです。

※1 世界経済フォーラム・・・1971年にスイスの経済学者クラウス・シュワブにより設立された、世界情勢の改善に取り組む、独立した国際機関。毎年、各国における男女格差を測るジェンダー・ギャップ指数（Gender Gap Index : GGI）を発表している。

※2 ジェンダーギャップ指数・・・各国における男女格差を測る国際的指数。経済、教育、政治、保健の4分野から作成される。

基本施策(1) あらゆる世代が男女共同参画を学べる機会を充実します

学校教育の場では、男女が平等の立場にあると認識されている割合が高くなっています。課外活動等も含め、男女平等、多様性や個性を尊重する教育を進めている現在の学校教育環境を維持しながら、社会動向に合わせた柔軟な教育環境の充実を図ります。

人々の生活の基礎となる家庭生活の場では、男性が優遇されていると認識される割合が高くなっています。家族の誰かに家事・育児・介護等のケア労働の負担が偏ることなく、互いに尊重し合いながら責任も分かち合う、男女共同参画意識が育まれる家庭教育を促進します。

また、個人の資質より、慣習やしきたりを優先する社会では、学校教育や家庭教育で育まれた男女共同参画意識が徐々に薄れてしまいます。社会に出てからも男女共同参画について学ぶことができる場を充実させるとともに、男女共同参画を推進していくための学習活動を支援する人材の育成に努めます。

主要施策	施策の内容	主な担当課
①男女共同参画を推進する学校教育活動の推進	◆あらゆる場面における男女平等教育の推進 <ul style="list-style-type: none"> 男女が対等の立場で協働する学級活動等を推進します 性別によらずに自由に将来を選択できるキャリア教育※¹を推進します ジェンダー平等、性の多様性(LGBTQ+、SOGIE)などを理解する機会を推進します 	学校教育課
②男女共同参画意識を育む家庭教育の促進	◆男女共同参画を意識した家庭教育講座の開催 <ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画意識を育む家庭教育がなされるよう関連講座を開催します 性別によらずに自由に将来を選択できるキャリア教育が家庭でも推進されるよう関連講座を開催します ◆広報等での関連情報の発信 <ul style="list-style-type: none"> 家庭での男女共同参画を推進するうえで参考となるような事例情報を市広報やホームページ等で発信します 	地域共生課 社会教育課
③男女共同参画を学習する機会の充実	◆男女共同参画推進センターにおける講座開催 <ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画に関するウィズ講座を開催します ◆地域での講座や研修会等の開催促進 <ul style="list-style-type: none"> 自治会やコミュニティ振興会等で開催される男女共同参画関連講座に講師を派遣します ◆企業や団体等との連携による学習機会の充実 <ul style="list-style-type: none"> 企業等と連携した講座等を開催します 自分らしくを応援するポータルサイト※²等において、地域で行われる講座等の情報を発信します 	地域共生課 社会教育課
④指導的立場を担う人材の育成	◆指導的立場を担う人材のスキルアップ <ul style="list-style-type: none"> チェリア塾※³等の人材育成プログラムへの参加を促進します ◆男女共同参画関連活動を行う団体の支援 <ul style="list-style-type: none"> ウィズ登録団体の自主講座等の開催を支援します 	地域共生課 まちづくり推進課 社会教育課

※1 キャリア教育・・・一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てること。自身の進路を自分で決める主体性の育成や、社会に出た際に自立するための能力開発なども含まれる。

※2 自分らしくを応援するポータルサイト・・・働く女性、働きたい女性向けの情報や、働く女性を応援したい事業主向けの情報などを集約した、職業生活で活躍する、活躍したい女性を応援する、市が開設したウェブサイト。

※3 チェリア塾・・・山形県男女共同参画センター「チェリア」が実施する、女性の人材育成プログラム。

基本施策(2) 男女共同参画に関する情報を収集・調査し発信します

男女共同参画を推進していく上で、他の地域で行われている取組みや考え方を知ることとは、大変有意義なことです。

男女共同参画推進センター「ウィズ」を拠点として、各活動団体等と連携し、男女共同参画に関する先駆的な取組事例や世界の動向等を調査し、市民に発信していきます。

また、定期的に市民の意識調査を実施し、本市の男女共同参画意識の状況を把握しながら、必要な取組み等について調査・実践していきます。

主要施策	施策の内容	主な担当課
①男女共同参画推進センター「ウィズ」の運営	<ul style="list-style-type: none"> ◆拠点施設への専門職員の配置 <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進員を配置し、男女共同参画推進センター「ウィズ」を運営します ◆関連情報の収集・発信 <ul style="list-style-type: none"> ・他市町村や各団体が発行する情報誌を収集しウィズ図書に配置します ・男女共同参画の情報を掲載するウィズレターを作成発行します ◆団体・グループ活動の支援と連携 <ul style="list-style-type: none"> ・ウィズの各種事業をウィズサポーターと協働して推進します ・男女共同参画推進センターに登録する団体等の活動を支援するとともに、団体との協働により男女共同参画の推進を図ります 	地域共生課
②市民意識調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ◆男女共同参画意識に関する市民アンケート調査の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・市民アンケート調査を実施し、市民の男女共同参画意識の状況を把握します ◆講座等の開催に関する市民ニーズ調査の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・講座等の開催の都度、アンケート調査により市民ニーズを把握します 	地域共生課

基本目標Ⅱ 男女がともに支えあう社会づくり

施策の方向3 政策・方針決定過程における女性の参画促進

- 基本施策(1) 政治、行政の政策・方針決定過程への女性の参画を促進します
- 基本施策(2) 経済団体・労働組合等への女性の参画を促進します
- 基本施策(3) 人材育成とネットワークづくりを進めます

施策の方向4 地域社会における男女共同参画の推進

- 基本施策(1) 地域活動等における身近な男女共同参画を促進します
- 基本施策(2) 防災分野における男女共同参画を促進します
- 基本施策(3) 多様な人材の社会活動への参画を促進します

成果指標

■ 審議会等委員への女性の登用率

R4 (2022年) : 34.5% ⇒ R9 (2027年) : 40.0%

基本目標Ⅱ 男女がともに支えあう社会づくり

施策の方向3 政策・方針決定過程における女性の参画促進

【現状・課題】

男女共同参画社会の進展を図っていくためには、男女がともに対等なパートナーとして、行政、地域、企業など様々な分野の意思決定過程に参画し、責任を分かち合いながら、積極的に意見を反映していくことが重要です。

先述のジェンダーギャップ指数で、日本が146か国中125位となっている大きな要因は、政治分野（国会議員等）と経済分野（管理職等）への女性の参画率の低さです。

「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」※にも示されているとおり、女性が政治分野に積極的に参画できるような環境整備や人材育成が求められます。

また、本市総合計画では、市の施策等に女性の意見を反映していくため、令和9年度（2027年）までに、市が設置する審議会等への女性の登用率を40%以上とすることを目標としています。令和5年（2023年）3月末時点における審議会等への女性の登用率は34.5%と、平成29年度（2017年）の25.7%から年々着実に向上してきています。今後さらに、政策・方針決定過程に女性が積極的に参画できるよう、女性のエンパワーメントが図られる環境を整えるとともに、委員推薦団体等に対し女性が参画することの意義を周知していくことが必要です。

※ 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律・・・衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則とし、国・地方公共団体の責務や、政党等が所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めることなどを定めている。

基本施策(1) 政治、行政の政策・方針決定過程への女性の参画を促進します

男女共同参画社会の実現に向け、男女双方の意見を反映した施策を展開していくためには、議会や行政委員会、審議会などの政策・方針を決定する場において、男性も女性も積極的に意見を発していくことが必要となります。

平成30年(2018年)に施行された、議員候補者割合の男女均等に向けた取組みを求め、法律の趣旨を周知し、政治分野への女性の積極的な参画を促進します。

また、市が設置する行政委員会や審議会等への女性のさらなる参画を図るため、審議会への女性の登用率を令和9年度(2027年)までに40%とすることを目標に、審議会等の設置目的を達成することを前提としつつ女性の参画促進に向けた取組みを展開します。

併せて、市役所においても政策決定に関わる職員の男女割合の均等が図られるよう、特定事業主行動計画に基づき、研修等による計画的な人材育成に努めます。

主要施策	施策の内容	主な担当課
①政治分野への女性の参画促進	◆政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の推進 ・法の趣旨の周知を図ります	地域共生課
②行政委員等への女性の参画促進	◆教育委員や農業委員などへの女性の参画促進 ・教育委員や農業委員などの行政委員への女性の積極的な参画を促進します	地域共生課 人事課 各行政委員会担当
③審議会委員への女性の参画促進	◆委員委嘱手続きにおける働きかけ ・女性の委員を積極的に任用するための委嘱手続きのルールを庁内に周知し働きかけを行います ◆関係団体等への働きかけ ・委員推薦団体等への女性委員推薦の働きかけを行います	地域共生課 人事課 各課
④市役所管理職等への女性の積極的な登用	◆特定事業主行動計画の着実な推進 ・計画的な研修等の実施により、政策決定に関わる女性の人材育成を図ります	地域共生課 人事課 各課

※ 女子差別撤廃条約・・・正式名は、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」。女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するために必要な措置を取ることを目的として、1979年に国連総会で採択、1981年に発行した。日本は、国内の必要な法制度等を整備したうえで、1980年に署名、1985年に批准した。

基本施策(2) 企業や団体等の方針決定の場における男女共同参画を促進します

経済団体や労働団体等における政策決定は、それらに加盟している各企業や農業者、漁業者などの、各職場に大きな影響を与えます。経済団体等の役員に女性が参画し、その政策決定に女性の意見や多様な視点を反映することで、組織運営の改善、地域経済の活性化、住みよい社会づくり、ひいては地域の人口減少の抑制につながることを期待されます。

各企業等において、より男女共同参画の視点を持った運営がなされるよう、経済団体や労働団体等への啓発を行います。

主要施策	施策の内容	主な担当課
①企業等の方針決定の場への女性の参画促進	◆経済団体等への働きかけ ・男女共同参画の意義を周知し、経済団体や労働団体等における方針決定の場への女性の積極的な参画を促進します	地域共生課 商工港湾課 農政課 農林水産課

基本施策(3) 人材の育成とネットワークづくりを進めます

政策・方針決定過程への女性の積極的な参画を進めるためには、女性自身が自信を持ち積極的になる必要があります。併せて、男性の意識が女性の参画を阻害することがないよう、その必要性を理解したうえで意識を変えていく必要があります。

女性が意思決定過程に参画する必要性をわかりやすく周知し、女性・男性双方の意識の改革を図るとともに、参画した場面で女性がその能力を発揮できるよう、エンパワメントに向けた学習機会の充実を図ります。

主要施策	施策の内容	主な担当課
①男女の意識改革の促進	<p>◆意思決定過程への女性参画の必要性の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性が積極的に参画できるよう、その必要性をわかりやすく周知し、男女双方の意識の変革を図ります 	地域共生課
②人材育成のための学習機会の充実	<p>◆人材育成プログラムの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・チェリア塾等の人材育成プログラムへの市民の参加を促進します（再掲） <p>◆人材育成につながるウィズ講座の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ウィズ講座等の企画運営をウィズサポーターと協働して行います ・ウィズ講座等を通じて人材の育成を図ります <p>◆市役所女性職員のキャリア形成研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャリア形成に関する研修に計画的に取り組めます 	地域共生課 人事課
③ネットワークづくりの推進	<p>◆女性活躍推進懇話会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学識経験者や有識者等からなる女性活躍推進懇話会において、関係団体等の情報共有とネットワークの広がりを図り、地域における女性の意見を政策・方針に反映します <p>◆ウィズ登録団体のネットワーク化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録団体間の意見交換会の開催等を通じて団体同士のネットワーク化を図り、課題等の共有と男女共同参画に関する取組みの広がりを促進します 	地域共生課 商工港湾課 こども未来課 保育こども園課 農政課

施策の方向 4 地域社会における男女共同参画の推進

【現状・課題】

自治会やコミュニティ組織などは、家庭と同様に地域社会を形成する身近な生活の場であり、市民一人ひとりが主体的に参画することが、住みやすい地域づくり、より豊かな暮らしにつながります。しかし近年、人口減少により地域活動の担い手が不足し、地域活力の低下が懸念されています。また、少子高齢化の進行や社会情勢の変化に伴い、地域社会における課題は、より複雑なものになってきています。

市民アンケートの結果によれば、自治会活動やPTA※活動などの地域活動への参加状況については、男女間でほとんど差がありませんでした。しかし、それらの活動の母体となる組織では、その役職の多くを男性が担っており、活動目的や活動内容に女性の意見が十分に反映されているとは言い難い状況です。男女が共に地域活動に参画できるよう、一人ひとりの意識を変えていくことが求められます。

また、平成23年（2011年）に東日本大震災が発生した際には、避難所等の運営における男女共同参画の視点が、それまで考えられていた以上に重要であることが明らかになりました。その後、プライバシーに配慮したトイレや更衣室、授乳スペース、生理用品等、施設面や物資面等で男性の視点だけでは網羅しきれない課題に対し、徐々に充実が図られてきています。

多様な課題を解決していくためには、これまでの固定的な考え方にとらわれず、多様な視点を十分に反映しながら、柔軟に対応していくことが必要となります。

※ PTA・・・各学校で組織された保護者と教職員による社会教育関係団体のこと。Parent-Teacher-Associationの略。学校、家庭、地域における教育環境の改善を目的とした活動を行う。

基本施策(1) 地域活動等における身近な男女共同参画を促進します

多様化する地域課題に対応していくためには、活動の方針決定段階から多様な視点を反映することが必要です。

地域活動等を行う組織に対して、女性をはじめとした多様な視点からの意見が反映された組織運営が行われるよう働きかけます。

また、自治会活動やPTA活動、ボランティア活動等の地域活動への参画は、より豊かな地域づくりにつながるだけでなく、参画した本人が自己実現を図るための手法を学ぶことができる貴重な機会にもなります。

市民が男女共同参画の視点を意識し、様々な地域活動に、主体的・積極的に取り組むことができるよう、地域で行われる活動を支援します。

主要施策	施策の内容	主な担当課
①地域団体等の役職への女性の参画促進	<p>◆自治会やPTA活動等の方針決定過程への女性の参画促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 自治会役員やPTA役員等、地域での活動の意思決定を行う役職等への女性の参画を促進します 地域団体向けに男女共同参画に関する出前講座やワークショップ等を開催し、多様な人材が参画しやすい地域活動を促進します 	地域共生課 まちづくり推進課 学校教育課
②男女共同参画の視点を意識した地域活動の促進	<p>◆男女共同参画を意識した地域活動の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域活動等での性別による固定的な役割分担についての見直しについて啓発します 男女共同参画の視点を持った地域活動等の優良事例を市ホームページ等で発信します 	地域共生課 まちづくり推進課

基本施策(2) 防災分野における男女共同参画を促進します

東日本大震災の教訓を生かし、防災に必要な対策・対応等に男女共同参画の視点を取り入れることの重要性を広く周知します。

また、地域防災計画※に基づき、女性等の多様なニーズに対応した避難所運営等が行われるよう、女性防災リーダーの育成等、平常時より男女共同参画の視点を意識した防災対策を推進します。

主要施策	施策の内容	主な担当課
①男女共同参画の視点に立った防災対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆防災活動における男女共同参画の必要性の周知 <ul style="list-style-type: none"> ・防災活動における男女共同参画の必要性をわかりやすく周知・啓発します ◆地域防災会議委員への女性の積極的な登用 <ul style="list-style-type: none"> ・防災に必要な対策等に男女共同参画の視点を取り入れるため、地域防災会議等の委員への女性の登用を推進します ◆男女共同参画の視点を持った避難所運営体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・多様な視点を反映した避難所運営がなされるよう、女性や若年者等の運営責任者への参画を促進します ・多様なニーズに配慮した備蓄物資等の配置を行います 	地域共生課 危機管理課
②地域防災活動への女性の参画促進	<ul style="list-style-type: none"> ◆自主防災組織等への女性の参画促進 <ul style="list-style-type: none"> ・男女双方の視点を持った防災活動がなされるよう、自主防災組織等への女性の積極的な参画を促進します ・消防団への女性の加入を促進します ◆消防分野における女性の活躍促進 <ul style="list-style-type: none"> ・女性の消防職員の活躍を推進するため、酒田地区広域行政組合消防本部が行う取組みを周知します 	地域共生課 危機管理課

※ 地域防災計画・・・災害対策基本法第42条の規定により、各市町村で策定することが義務付けられている計画。市民の生命、身体および財産を災害から守るため、市・防災関係機関・市民・事業者が果たすべき責務と役割と、災害の予防・応急対策・復旧などに関する事項を定めている。

基本施策(3) 多様な人材の社会活動への参画を促進します

地域社会は、様々な市民により成り立っており、性別や年齢、国籍、障がいの有無などにかかわらず、多様な市民が主体性を持ちながら、その能力を発揮し、互いに協力し支えあう共生社会の実現を目指す必要があります。

多様な人材が自立し、同じ地域住民として社会活動に参画できるよう、就業や交流の機会を創出するとともに、必要な支援を行います。特に、女性の場合は、社会活動への参画を困難にする課題が複合的になり多重困難に陥る可能性があることにも留意し、総合的な視点を持った支援を行う体制を整備します。

主要施策	施策の内容	主な担当課
①複雑・複合化した課題に対応する相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆重層的支援体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・従来の支援体制では対応の難しい複雑・複合化した課題に対応するため、包括的な支援体制の構築を図ります 	福祉企画課
②ひとり親家庭の自立の促進	<ul style="list-style-type: none"> ◆ひとり親への就労支援と支援制度の周知 <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭の保護者が就業のために資格を取得する際に支援を行います ◆相談体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭が自立した生活を送れるよう、各種相談対応を行います 	こども未来課
③障がい者の社会的自立の促進	<ul style="list-style-type: none"> ◆障がい者就労促進と福祉的就労の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・庄内障害者就業・生活支援センター等と連携し、障がい者の就労を支援します ◆地域社会との交流機会の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある方が地域社会との関わりを持つための機会を充実します 	福祉企画課 商工港湾課
④外国出身者も暮らしやすい環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ◆日本語の学習支援 <ul style="list-style-type: none"> ・国際交流サロンを中心に、外国出身者が暮らしていくために必要な日本語を学べる機会を提供します ◆多言語生活ガイドブック等の発行 <ul style="list-style-type: none"> ・医療ガイド等日常生活に必要なガイドブックを多言語で作成し発行します ◆異文化交流の機会創出 <ul style="list-style-type: none"> ・相互の国際理解を深めることができる交流事業を実施します 	地域共生課 こども未来課
⑤高齢者の就業等社会参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> ◆シルバー人材センターの運営支援 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の社会活躍を支援するシルバー人材センターの運営を支援します ◆高齢者の多様な就業機会の創出 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の知識を活かす就業機会の充実を図ります 	高齢者支援課 商工港湾課

基本目標Ⅲ いきいきと働くことができる環境づくり

施策の方向5 職域における男女の均等な機会と待遇の確保

- 基本施策(1) 雇用等における男女の均等な機会と待遇を確保します
- 基本施策(2) 自営業等における男女共同参画を促進します

施策の方向6 ワーク・ライフ・バランスの推進

- 基本施策(1) ワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境づくりを推進します
- 基本施策(2) 家庭生活における男女共同参画を促進します
- 基本施策(3) 子育て・介護などのための社会的支援を充実します

施策の方向7 多様な分野での女性の活躍の推進

- 基本施策(1) 女性のスキルアップ機会を充実します
- 基本施策(2) 女性のチャレンジを支援します
- 基本施策(3) 性別により職域を限定しない働き方を支援します

成果指標

- 職場における男女の不平等を感じる割合（市民アンケート調査）
R4（2022年）：59.3% ⇒ R9（2027年）：40.0%
- 家庭における男女の不平等を感じる割合（市民アンケート調査）
R4（2022年）：59.1% ⇒ R9（2027年）：40.0%

●酒田市は『日本一女性が働きやすいまち』を目指します！

平成29年（2017年）10月1日、女性活躍推進市民フォーラムにおいて、行政・経済団体・経営者・働く人が連携して「日本一女性が働きやすいまち」を目指す宣言を行いました。以下宣言文です。

日本一女性が働きやすいまちへ

少子高齢化が進み、生産年齢人口が減少する中、誰もが生き生きと働き続けることのできる環境を整えることが、地方創生の根幹となります。

酒田市は、自らの意思によって働くまたは働こうとする女性が、その個性と能力を十分に発揮し、その思いを叶えられるまちを目指し、「日本一女性が働きやすいまち」となるよう、行政、経済団体、経営者、働く人が連携して取り組みを進めていくことをここに宣言します。

平成29年10月1日

基本目標Ⅲ いきいきと働くことができる環境づくり

施策の方向5 職域における男女の均等な機会と待遇の確保

【現状・課題】

働く意欲のある人が、働く場面において、性別にかかわらず、自らの選択によってその能力を十分に発揮できることは、男女共同参画社会を実現するためには極めて重要なことです。今、急激に人口減少が進む中、労働力不足や、多様な社会ニーズに対応するための新たな価値観の創出などの観点から、働く意欲のある女性の活躍が期待されています。

令和2年国勢調査の結果では、本市における女性の就業率は49.6%、20歳～59歳までに限定すれば80%を超えています。しかし、男性と比べて非正規雇用の割合が高く、平均給与収入も男性より低い水準となっているなど、働く場における男女間の格差が見られ、女性の所得向上・経済的自立に向けた取り組みを進めていく必要もあります。実際、令和4年(2022年)市民アンケートの結果において、「職場における男女の立場」について、52.4%が男性の方が優遇されていると感じており、その意識は5年前の前回調査結果からほぼ変わっていません。

また、商工業や農林水産業等の自営業では、女性がその重要な担い手として活躍していますが、従属的な働き方となる場合が多く見受けられます。男性だけではなく、女性も働きやすく、自身の持つ能力を十分に発揮し、正当な評価を受けられる労働環境を整えていく必要があります。

基本施策(1) 雇用等における男女の均等な機会と待遇を確保します

雇用等の分野における男女の均等な雇用機会と待遇の確保について、関連する法律や支援制度等の内容について周知を図り、各企業等における着実な実践を促進します。

また、セクシュアル・ハラスメントなど、人権を侵害し、就労環境も悪化させる各種ハラスメント等の防止に関する啓発を行います。

主要施策	施策の内容	主な担当課
①雇用等に関する法律や制度の定着促進	<p>◆雇用等に関する法の趣旨や各種支援制度内容の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主向けセミナーや市広報等により法や制度の周知を図ります ・妊娠中や出産後の保護規定等についてリーフレット等により該当者に周知します <p>◆女性活躍支援員^{※1}による啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性活躍支援員が企業等に対して各種支援制度の紹介や意識啓発を行います ・女性活躍支援員が企業等に対して制度紹介や意識啓発を行い、えるぼし認定^{※2}や、一般事業主行動計画の策定、日本一女性が働きやすいまち宣言に賛同するリーダーの会への賛同、やまがた企業イクボス同盟^{※3}等への登録を促進します <p>◆自分らしくを応援するポータルサイトの運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性活躍に関する情報を一元的に発信します <p>◆職場におけるアンコンシャス・バイアスの解消</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業等に対する啓発セミナーを実施します ・市役所において、採用試験面接担当者を男女半々になるよう取り組みます 	地域共生課 人事課 商工港湾課 こども未来課
②管理職等への女性の登用促進	<p>◆女性の積極的な管理職登用の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性の管理職登用等、女性の活躍推進に向けた取組みを行う企業等を支援します <p>◆自分らしくを応援するポータルサイトの運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャリアアップ等セミナー情報を発信します <p>◆市役所における女性の管理職登用の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定事業主行動計画に基づき、計画的な人材育成に努め、女性の管理職登用を推進します 	地域共生課 人事課 商工港湾課
③ハラスメント等防止対策の促進	<p>◆ハラスメント防止に関する啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・セミナーや市ホームページ等により、職場におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止に関する啓発を行います 	地域共生課 商工港湾課

※1 女性活躍支援員・・・企業の女性活躍推進を後押しするため平成30年度（2018年度）から配置し、女性活躍を推進しようとする企業への支援制度の紹介や、制度利用のための申請手続きなどを支援している。

※2 えるぼし認定・・・女性活躍推進法に基づく取組みを実施している企業を厚生労働省大臣が認定する制度

※3 やまがた企業イクボス同盟・・・社員のワーク・ライフ・バランスを考え、そのキャリアと人生を応援しながら企業の実績を上げ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる経営者等により組織される団体。山形県知事や経済団体等の代表などが加盟している。研修会や加盟者同士の情報交換等により、自社の働きやすい環境づくりに繋げることで、社員のワーク・ライフ・バランスの更なる推進が期待できる。

基本施策(2) 自営業等における男女共同参画を促進します

女性が、重要な担い手として正当な評価を受けられるよう、商工業や農林水産業等の関係団体等の方針決定過程への女性の参画を促進します。また、女性が経営に参画する上で必要となるスキルを身につけるための学習機会を充実します。

併せて、農業における家族経営協定※の締結を促進し、働く女性の処遇改善を図ります。

主要施策	施策の内容	主な担当課
①方針決定過程における男女共同参画の促進	<p>◆商工業・農林水産業関係団体等への女性の参画促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様々な機会を捉え、自営業等における方針決定過程への女性参画の必要性を周知します <p>◆農業委員等への女性の参画促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員の任命に際し、委員割合の男女均等を図ることができるよう、女性の参画を促します 	地域共生課 商工港湾課 農政課 農林水産課 農業委員会
②自営業等における女性の処遇改善	<p>◆男女が共に経営に参画するための学習機会の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性農業者向けセミナー等の開催情報を市ホームページ等でわかりやすく発信します ・消費者や異業種の女性との交流を通じ、次世代のリーダーとなり得る女性人材の育成を図ります <p>◆法人化の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業経営等の法人化を促進し、男女がともに経営に参画しやすい環境づくりを促進します <p>◆農業者の家族経営協定締結の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従事者の主体的な経営参画と就業条件等の明確化を図るため、家族経営協定の締結を促進します 	地域共生課 商工港湾課 農政課 農林水産課 農業委員会

※ 家族経営協定・・・家族農業経営に携わる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、文書により取り決めるもの。

施策の方向6 ワーク・ライフ・バランスの推進

【現状・課題】

一人ひとりが自分らしい生き方をしていくためには、仕事や家庭、地域活動など、様々な活動について、自身が望むバランスで取り組むことができるワーク・ライフ・バランス※¹の推進が重要です。

平成31年(2019年)第2期子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査報告書によると、約20%(平成29年子ども子育てニーズ調査時は、約35%)の方が出産前後に離職しており、そのうちの4割近くは「職場において育児休業制度等仕事と家庭の両立支援制度が整い、働き続けやすい環境が整っていれば、継続して就労していた」と回答しています。

また、令和4年(2022年)市民アンケートの結果によると、20代~50代の男性の半数以上は、平日に家事育児等に費やす時間が1時間未満という結果でした。同年代の女性の約8.5割は1時間以上を家事育児等に費やしています。20歳~59歳に限定すれば8割を超える女性が就業していますので、多くの女性が、働きながら家事・育児もこなしているということになり、日々の生活で女性の負担がかなり重くなっている状況がうかがえます。アンペイドワーク※²といわれる家事・育児等は、賃金を得て働く職業としての労働より軽視されがちですが、人々の暮らしの中で欠かすことのできない重要な「労働」です。男女がともにワーク・ライフ・バランスがとれた生活を送っていくためには、職業生活における女性の活躍が求められるのと同様に、家庭内での役割分担が一方に偏らないようにすることも重要です。

一方、日本人の働き過ぎが指摘されるようになり、労働環境を守るための法整備が進められてきましたが、20代~50代の男性の約4人に1人は、1日10時間以上を仕事に費やしているという結果でした。そのうちの約3割は、1日12時間以上を仕事に費やしているという状況であり、男性の長時間労働の改善は、まだ十分に進んでいるとはいえない状況です。性別による固定的役割分担意識に加え、労働時間の長さも、男性の家事・育児等への参加を困難にする一つの要因となります。

ワーク・ライフ・バランスの推進は、事業者等にとっても、生産性向上や人材確保に向けた重要な戦略の一つとして注目されています。男女が共にバランスの取れた生活を送ることができるよう、保育や介護等の社会的支援やサービスの充実に併せ、企業等における就労環境の改善も必要とされています。

※1 ワーク・ライフ・バランス・・・仕事と生活の調和。一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

※2 アンペイドワーク・・・家庭内での家事労働や、家庭外でのボランティア活動など報酬を伴わない労働のこと。無償労働ともいう。

基本施策(1) ワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境づくりを推進します

育児や介護を行う労働者に対する支援制度やセミナー等の情報を集約し、労働者に対してわかりやすく周知します。また、長時間労働等の男性中心型労働慣行の見直しに向け、ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業を支援するとともに、市役所がモデル事業所として、特定事業主行動計画に基づき、働きやすい職場環境を目指し取組みを推進します。

主要施策	施策の内容	主な担当課
①育児、介護等を行う労働者の継続就労支援	<p>◆育児等を行いながら働く労働者への各種支援制度の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自分らしくを応援するポータルサイトにおいて、働く女性のための各種支援施策等の情報を集約し、一元的に発信します 	地域共生課
②男女が共に働きやすい就労環境の整備促進	<p>◆雇用等に関する法や各種支援制度内容の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主向けセミナー等により法や制度の周知を図ります <p>◆働きやすい職場づくりに取り組む企業への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の総合評価落札方式において、えるぼし認定企業、日本一女性が働きやすいまち宣言に賛同するリーダーの会に登録した企業への加点措置を行います <p>◆一般事業主行動計画策定企業（努力義務企業）への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・奨励金等により、女性活躍推進法^{※1}に基づく本計画の届出（努力義務企業）を促進する支援を行います <p>◆女性活躍支援員の配置（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性活躍支援員が企業等に対して制度紹介や意識啓発を行い、えるぼし認定や、一般事業主行動計画の策定、日本一女性が働きやすいまち宣言に賛同するリーダーの会への賛同、やまがた企業イクボス同盟等への登録を促進します <p>◆自分らしくを応援するポータルサイトの運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長時間労働を減らす等働きやすい職場づくりに取り組んでいる本市先進企業の取組み等を紹介していきます <p>◆ハラスメント防止対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携し、パワーハラスメント^{※2}やマタニティハラスメント^{※3}などのハラスメント防止対策を推進します ・ハラスメント被害等の相談窓口を周知します <p>◆長時間労働是正に向けた取組みの普及促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市役所がモデル事業所として、特定事業主行動計画に基づき、全庁的に長時間労働の是正に取り組みます 	地域共生課 人事課 契約検査課 商工港湾課

※1 女性活躍推進法・・・正式名称を「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」といい、女性が職業生活で希望にに応じて、十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するために平成27年に成立。

※2 パワーハラスメント・・・労働施策総合推進法では、「①優越的な関係を背景とした」、「②業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動により」「③就業環境を害すること」（身体的若しくは精神的な苦痛を与えること）と明記されている。

※3 マタニティハラスメント・・・妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とした不利益な取扱いのこと。

基本施策(2) 家庭生活における男女共同参画を促進します

アンペイドワークといわれる家事や育児、介護などの家庭内ケア労働は、これまでその多くを女性が担ってきました。しかし、男女共同参画社会の実現に向けては、職業生活における女性の活躍とあわせて、家庭生活における男性の活躍も期待されています。

男女がともに家庭生活を担っていくために、アンペイドワークへの男性の参画を促進します。また、その際、周りの人々の固定的性別役割分担意識が男性の参画を阻害することがないように、アンペイドワークの価値と必要性に対する再認識を促すとともに、男性の参画についての理解を促進します。

主要施策	施策の内容	主な担当課
①家事・育児・介護等への男性の参画促進	<ul style="list-style-type: none"> ◆各種講座による男性の家事・育児等参画の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・男性の家事等へ参加意欲を醸成する講座を開催します ・家事シェアシートを活用して、家事・育児の分担が見える化し、男性の参画を促します ◆家事の省力化に対する理解の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・家事を効率化する講座等を通じて、省力化の意識啓発を行います ◆家事・育児等の関係団体への男性の参画促進 <ul style="list-style-type: none"> ・食生活改善推進員等への男性の参画を促します ◆男性のジェンダー規範への気付きの促進 <ul style="list-style-type: none"> ・男性の多様な生き方を応援するため、男性の生きづらさの解消に関する講座を開催します 	地域共生課 こども未来課 高齢者支援課 健康課 社会教育課
②アンペイドワークへの理解促進	<ul style="list-style-type: none"> ◆男性の家事・育児等参画に対する周囲の理解促進 <ul style="list-style-type: none"> ・市広報等を通じて男性の家事等への参画の必要性について周知・啓発を行います ◆アンペイドワークの価値の再認識の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・ウィズの出前講座等によりアンペイドワークの価値の再認識を促進します 	地域共生課

基本施策(3) 子育て、介護などのための社会的支援の充実を図ります

子育てや介護などを行う労働者が安心して就労し続けるためには、社会的支援やサービスが必要不可欠です。

ニーズに合わせた保育の提供や子育て支援サービス、介護サービスを提供するとともに、民間事業者等の提供するサービスも含めた情報を集約し発信します。

また、育児等に不安を抱える保護者に対してのメンタルケアなど、必要に応じた相談と支援を行います。

主要施策	施策の内容	主な担当課
①保育・介護等サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆保育ニーズに対応した保育等の提供 <ul style="list-style-type: none"> ・ニーズに合わせた延長保育や一時預かり等の特別保育、病児・病後児保育等を実施します ・ファミリー・サポート・センターや、NPO法人等が実施する子育て支援サービスなどを周知します ◆学童保育の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ニーズに即した施設整備等により保育環境を充実します ◆介護離職を防ぐための介護サービスの提供 <ul style="list-style-type: none"> ・ニーズに即した計画的な介護施設の整備に努めます ・通所型介護サービス等の充実により介護負担の軽減を図ります ・地域の介護予防事業等の実施を支援します ◆家事援助サービス等の情報の発信 <ul style="list-style-type: none"> ・民間企業等が実施する家事援助サービス等の情報を周知します 	こども未来課 保育こども園課 高齢者支援課
②相談事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆関係機関と連携した相談体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援機関等と連携した相談体制を整えます ・子育て世代包括支援センター「ぎゅっと」※において妊娠期から出産、子育て期まで継続的な育児支援を行います ・介護に関する相談窓口を設置し、介護中の親族の心的負担を軽減します 	地域共生課 こども未来課 高齢者支援課

施策の方向 7 多様な分野での女性の活躍の推進

【現状・課題】

男女共同参画社会を実現するために、多様な分野での女性の活躍の推進が重要です。本市における女性の雇用形態は、男性に比べて非正規雇用の割合が高くなっています。総務省の労働力調査によると、女性の雇用者の過半数は非正規雇用で働いており、年齢が上がるほどその割合が高くなる傾向が見られます。

また、平成 29 年（2017 年）女性の暮らしと働き方に関するアンケート調査※（以下「H29 女性アンケート」という）では、将来の自分の職業キャリアに対して、明確な目標を描けていない女性が多いことがわかります。加えて、「働くことに自信が無い、不安に思う」と感じている女性の割合も高くなっています。女性が働くことに対して自信を持ち、自ら働き方をデザインできる環境を整えて行く必要があります。

※ H29 女性の暮らしと働き方に関するアンケート調査・・・平成 29 年（2017 年）9 月に市内在住の 20 代～30 代の女性 900 名を対象に、主に「働く」ことに関する環境や意識に関するアンケート調査を実施。307 件の有効回答を得た。

基本施策(1) 女性のスキルアップ機会を充実します

女性のスキルアップのためのセミナー等を開催し、女性が働く場においてより積極的になれるよう、女性の意識啓発と能力開発を促進します。

また、地域で行われる働く女性・働きたい女性を支援する各種セミナーの情報を集約し、自分らしくを応援するポータルサイトで発信します。

主要施策	施策の内容	主な担当課
①女性の意識啓発	<ul style="list-style-type: none">◆女性活躍応援セミナーの開催<ul style="list-style-type: none">・女性活躍応援セミナーを通じて女性の意識啓発を図ります◆人材育成プログラムの活用<ul style="list-style-type: none">・チェリア塾等の人材育成プログラムへの市民の参加を促進します（再掲）◆市役所における女性職員の意識啓発<ul style="list-style-type: none">・特定事業主行動計画に基づき、女性の活躍を推進するための研修を計画的に開催します	地域共生課 人事課
②ポータルサイトの運営	<ul style="list-style-type: none">◆セミナー等の情報を集約・発信<ul style="list-style-type: none">・女性応援ポータルサイトにおいて、働く女性のためのセミナー等の情報や、活躍している女性の情報を集約し、一元的に発信します	地域共生課

基本施策(2) 女性のチャレンジを支援します

子育てしながら働きたい方の総合窓口である「マザーズジョブサポート庄内」※¹と連携し、女性の再就職やキャリアアップを支援します。また、産業振興まちづくりセンターサンロク※²において、起業や副業、ITスキルを活用した仕事など様々な働き方を目指す女性を支援します。

主要施策	施策の内容	主な担当課
①女性の再就業やさらなるキャリアアップの支援	◆マザーズジョブサポート庄内との連携 ・マザーズジョブサポート庄内と連携し、女性の再就業や、子育てしながらキャリアアップするための支援を行います	地域共生課 商工港湾課 保育こども園課
②女性の多様な働き方の支援	◆女性の創業等支援 ・産業振興まちづくりセンター「サンロク」において、起業や副業などの様々な働き方をしようとする女性を支援します ◆デジタル人材の育成 ・サンロクIT女子を広く周知し、ITスキルを活かした女性の多様な働き方を支援します	地域共生課 商工港湾課 農政課
③企業への多様な働き方の支援	◆各種支援制度の周知 ・テレワーク環境の整備等に対する支援制度を周知し、多様な働き方ができる体制づくりに向けた支援をします	商工港湾課
④地元高校生への意識啓発	◆地元高校生への意識啓発 ・地元で働く魅力を伝える講座を開催します ・えるぼし認定や日本一女性が働きやすいまち宣言に賛同するリーダーの会加入企業や取り組み等を積極的に周知します	地域共生課

※1 マザーズジョブサポート庄内・・・平成29年(2017年)10月に山形県及びハローワークが設置。結婚・出産・育児等により離職した女性の希望等に対応し、仕事と子育ての両立に関する相談、託児サービス、就職支援等により、再就職をワンストップで支援する。

※2 産業振興まちづくりセンター サンロク・・・平成30年(2018年)4月に開設。地元企業や農林水産事業者等をつなぐ(マッチングする)ことにより、産業振興、農商工連携等を推進する。愛称である「サンロク」は、鳥海山の山麓(さんろく)に酒田市が位置することや、市街地の中心から360度全方位へつなぐネットワーク拠点にしたい、江戸時代に活躍した「酒田を興した三十六人衆」のような人材を応援したい、などの思いから名付けられた。

主要施策(3) 性別により職域を限定しない働き方を促進します

女性の参画が少ない分野などで活躍する女性の情報や、男性の参画が少ない分野で活躍する男性の情報をロールモデル※として発信し、新たな分野でのチャレンジする男女を応援します。

また、そのような活躍を応援する企業の取組みを支援します。

主要施策	施策の内容	主な担当課
①職域拡大の促進	<ul style="list-style-type: none">◆職域拡大に取り組む企業の支援<ul style="list-style-type: none">・市の総合評価落札方式において、女性の職域拡大を推進する企業への加点措置を行います◆消防分野における女性の活躍促進（再掲）<ul style="list-style-type: none">・女性の消防職員の活躍を推進するため、酒田地区広域行政組合消防本部が行う取組みを周知します◆ロールモデルの紹介<ul style="list-style-type: none">・ホームページ等で、様々な分野で活躍する方々の情報を発信します	地域共生課 契約検査課

※ ロールモデル・・・行動や考え方のお手本となる存在のこと。

基本目標Ⅳ 安心して暮らせる環境づくり

施策の方向 8 あらゆる暴力の根絶とサポート体制の充実

基本施策(1) 女性に対する暴力を防ぐ環境を整えます

基本施策(2) 相談・サポート体制を充実します

施策の方向 9 生涯を通じた健康づくりの推進

基本施策(1) 性差に対する理解と生涯を通じた健康づくりを促進します

成果指標

■ DV被害にあった割合（市民アンケート調査）

R4（2022年）：5.8% ⇒ R9（2027年）：1.3%

■ DV被害者のうちどこ（誰）にも相談しなかった割合（市民アンケート調査）

R4（2022年）：43.5% ⇒ R9（2027年）：25.4%

基本目標Ⅳ 安心して暮らせる環境づくり

施策の方向 8 あらゆる暴力の根絶とサポート体制の充実

【現状・課題】

暴力とは、殴る、蹴るといった身体的暴力だけでなく、言葉による暴力や、性的暴力、経済的暴力など、いろいろな形で存在します。犯罪行為を含むこれらの暴力は、人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

市民アンケートによると、7.2%の方がセクシュアル・ハラスメントの被害に、4.6%の方がストーカー行為[※]の被害に、5.8%の方がドメスティック・バイオレンス（DV）の被害にそれぞれあったと回答しており、それらの被害者のうち9割が女性という結果になっています。女性に対するこれらの暴力は、固定的役割分担意識や、男女の社会的・経済的格差等を背景とする社会に根ざした構造的な問題を含んでいるため、特段の対策が必要と言えます。

また、被害にあった方の半数以上はどこかに相談していますが、どこにも相談していない方も4割いるという結果もあり、「相談しても無駄」「自分が我慢すればいい」などを相談しなかった理由としています。被害者が悩みを抱え込んだまま、より深刻な事態に陥ることのないようにサポートしていくことが大切です。

※ ストーカー行為・・・特定の人に対する恋愛や恨みの感情により、つきまといや押し掛け、待ち伏せ等を行うこと。

基本施策(1) 女性に対するあらゆる暴力を防ぐ環境を整えます

暴力は、その対象となる者の性別や、加害者・被害者間の間柄にかかわらず、決して許されるものではありません。暴力をしない、させない、許さない社会づくりのため、広く意識啓発を行います。また、多くの被害者が女性であることから、特に女性に対する暴力の根絶に向けた取組みを重点的に推進します。

これらの暴力の中でも、DVはその性質上潜在化しやすく、周囲も気付かないうちに深刻化する危険性があります。万が一、被害にあっても深刻化することを防ぐとともに、新たな加害者も被害者も生み出さない環境をつくるため、DVに関する正しい知識の普及に努めます。

主要施策	施策の内容	主な担当課
①暴力防止に関する意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> ◆市広報や市ホームページ、講演会等を通じた啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・DVやハラスメント、児童虐待等、様々な暴力行為による悪影響に関する情報を発信し、暴力を許さない気運の更なる醸成を図ります ◆情報誌、チラシ、パネル展示等を通じた啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・チラシ等による啓発のほか、DV防止に関するパネル展示等を行い、市民意識の啓発を図ります 	地域共生課 こども未来課 高齢者支援課 まちづくり推進課
②DV等に関する正しい知識の普及	<ul style="list-style-type: none"> ◆DV等の暴力防止講座の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・DV等の暴力に関する正しい知識の普及を行います ◆若年層を対象としたデートDV※防止講座の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・市内の高校や専門学校の生徒を対象としたデートDV防止講座を実施します 	地域共生課

※ デートDV・・・DVのなかでも、特に交際相手との間で発生する暴力のこと。若年世代においても問題となっている。

基本施策(2) 相談・サポート体制を充実します

もしDV等の暴力被害にあったとき、信頼して相談できる窓口は、被害にあった方にとって大変心強い存在となります。男女共同参画推進センター「ウィズ」をはじめ、様々な相談機関があることを周知します。

また、令和6年(2024年)4月には、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が施行されます。この法律の基本理念に則り、女性の福祉、人権の尊重や擁護、男女平等の視点を持ち相談・サポートを行います。

相談があった際には、被害者の立場に寄り添った対応を行い、必要に応じて関係機関と連携して対応します。なお、被害の状況から緊急性を有すると判断した場合には、警察などの関係機関や、関係する部署と連携し、一時保護などの必要な措置を行います。

主要施策	施策の内容	主な担当課
①相談窓口の周知	<ul style="list-style-type: none"> ◆市広報や市ホームページ等による周知 <ul style="list-style-type: none"> ・ウィズをはじめ、暴力被害者からの相談に対応する様々な相談機関の周知に努めます ◆チラシの配布・配置 <ul style="list-style-type: none"> ・暴力被害に関する相談窓口の周知を図るため相談窓口の案内チラシを各所に配置します 	地域共生課 まちづくり推進課 こども未来課
②相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆関係機関との連携強化 <ul style="list-style-type: none"> ・警察や国・県の関係機関、市役所内の関係部署等との連携を強化し、相談者が求める対応を行います ◆相談対応者のスキルアップ <ul style="list-style-type: none"> ・相談者に寄り添った相談対応ができるよう、相談対応者のスキルアップに努めます 	地域共生課 まちづくり推進課 福祉企画課 こども未来課 健康課 高齢者支援課 学校教育課
③被害者サポート体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆関係機関と連携したサポート体制 <ul style="list-style-type: none"> ・専門的な部署と連携し、相談者が求める必要なサポートを行います ◆必要に応じた緊急一時保護の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・緊急性を有する事案が発生した際は、被害者の一時保護等々の必要な措置を講じます 	地域共生課 まちづくり推進課 福祉企画課 こども未来課 健康課 高齢者支援課
④複雑・複合化した課題に対応する相談体制の充実(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ◆重層的支援体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・従来の支援体制では対応の難しい複雑・複合化した課題に対応するため、包括的な支援体制の構築を図ります(再掲) 	福祉企画課

施策の方向 9 生涯を通じた健康づくりの推進

【現状・課題】

生涯を通じて健康な心身を維持することは、自立した生活を営んでいく上で欠かせないものであり、男女を問わず共通の願いでもあります。市民アンケート結果からも、市民の健康に対する関心の高さがうかがえ、男女共同参画社会の形成においては非常に重要な要素となります。

男女共同参画を推進していく上では、身体的な男女の性差に留意することも重要な観点です。男女それぞれが互いの身体的特徴を十分に理解し合い、心身の健康についての正しい知識を習得したうえで、健康管理を行うことが大切です。特に、女性は、妊娠や出産など男性とは異なる問題に直面する可能性があることから、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ※の概念を踏まえた健康づくりと、予防対策を推進することが重要です。また、就業や社会生活に影響を及ぼすことがある更年期における心身の不調などライフステージに応じた健康面での配慮についての理解促進も大切です。

※ リプロダクティブ・ヘルス/ライツ・・・『性と生殖に関する健康・権利』と訳される概念。リプロダクティブ・ヘルスは、人間の生殖システムおよびその機能と活動過程のすべての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあること。リプロダクティブ・ライツは、すべてのカップルと個人が、自分たちの子どもの数、出産間隔、出産する時期を自由にかつ責任をもって決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康およびリプロダクティブ・ヘルスを享受する権利のこと。

基本施策(1) 性差に対する理解と生涯を通じた健康づくりを促進します

男女がお互いの性差を理解し、尊重し合う人権意識の醸成を図るため、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの概念に基づく性と生殖に関する正しい知識の普及・啓発を行うとともに、生涯にわたって心身の健康を保持できるよう、健康問題に関する予防対策を充実します。また、市民一人ひとりが、生涯にわたって主体的に健康管理を行えるよう、健康教育等を通じて運動習慣の普及・定着を推進します。

さらに、悩みを持つ方の孤立化や、最悪の事態に陥ることを防ぐため、相談体制を充実し、こころの健康づくりをサポートします。特に、男性は責任を一人で背負いがちであり、周囲に相談することをためらう傾向が強いため、男性も相談しやすい相談窓口の運用を行います。

主要施策	施策の内容	主な担当課
①性と生殖に関する正しい知識の普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ◆リプロダクティブ・ヘルス/ライツの概念普及 <ul style="list-style-type: none"> ・女性の産む性に対する理解を促進するための学習機会を充実します ◆不妊治療等に関する正しい知識の普及と支援 <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠や出産に関する正しい情報を周知するとともに、必要な支援を行います ◆思春期健康教育の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・若年期から男女の性差を学ぶための教育を推進します ◆性差に配慮した環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・男女兼用トイレの解消や、授乳室の設置、生理用品のサポート等、性差に配慮した環境の整備を推進します ◆更年期症状に関する理解促進 <ul style="list-style-type: none"> ・更年期における心身の不調に関する正しい知識の普及と理解を促進します 	地域共生課 健康課 学校教育課 こども未来課
②予防対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆性感染症や薬物乱用による悪影響等の知識普及 <ul style="list-style-type: none"> ・保健学習や各種講座等を通じ、正しい知識の普及に努めます ◆がん検診等の受診の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・がん検診等の受診を促す啓発活動を行うとともに、受診しやすい環境を整えます ◆受動喫煙の防止 <ul style="list-style-type: none"> ・特に妊婦や子どもに悪影響を与える受動喫煙を防止するための対策を推進します ・喫煙習慣のある妊婦に禁煙を促します ◆生涯を通じた健康管理のための相談対応 <ul style="list-style-type: none"> ・健康相談、妊娠や不妊、避妊等に関する相談窓口を運営します 	健康課 学校教育課 こども未来課

<p>③心と体の健康づくりの推進</p>	<p>◆うつ病予防・自殺防止等に関する啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一人で悩み事を抱え込むことのないよう、男女がともに責任を分かち合う男女共同参画社会の重要性について周知・啓発します <p>◆こころの健康相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健全な精神状態で日常生活を営むことができるよう、こころのサポートを行います <p>◆スポーツ・レクリエーションの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ・レクリエーションなど、各年代が無理なく自身の健康づくりを行うことができる運動の普及を図ります <p>◆健康教育等を通じた健康体操等の定着</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康教育や各種講座等により、自身が生涯を健康に過ごすための習慣づけを推進します 	<p>地域共生課 健康課 スポーツ振興課</p>
----------------------	---	----------------------------------

以下、参考資料として掲載予定

- 1 酒田市男女共同参画推進計画における数値目標
- 2 計画の策定経過
- 3 男女共同参画関係用語解説
- 4 男女共同参画社会基本法
- 5 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
- 6 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
- 7 山形県男女共同参画推進条例
- 8 市民アンケート結果
- 9 相談窓口一覧